



えん En ふあ～む



～あおぼ相談・連携支援のおたより～

令和6年 7月 第13号

今回のEnふあ～むでは、補装具作製時についての情報をお伝えします。

障害児の補装具費支給制度の所得制限撤廃について

令和6年4月に厚生労働省の子ども家庭庁からお知らせが発出されました。

内容は以下の通りです。

○障害児に係る補装具費支給制度において、以下のとおり変更されます。

【従前】

障害児本人又はその保護者等の世帯員のいずれかが一定所得以上の場合（※）には補装具費の支給対象外となり、全額自己負担

【令和6年4月1日以降】

障害児本人又はその保護者等の世帯員のいずれかが一定所得以上の場合（※）も含め、すべての障害児について補装具費の支給対象となり、利用者負担は原則1割

（※）市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合

○詳細はお住まいの自治体へお問い合わせください。

（別添） 厚生労働省 子ども家庭庁

子どもが補装具を利用するご家庭の皆様へ

★ 令和6年4月1日に、子どもの補装具費支給制度の所得制限を撤廃します。

○ 具体的には、障害児に係る補装具費支給制度において、以下のとおり変更されます。

【従前】
障害児本人又はその保護者等の世帯員のいずれかが一定所得以上の場合（※）には補装具費の支給対象外となり、全額自己負担

【令和6年4月1日以降】
障害児本人又はその保護者等の世帯員のいずれかが一定所得以上の場合（※）も含め、すべての障害児について補装具費の支給対象となり、利用者負担は原則1割
（※）市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合

○ なお、利用者負担は、原則1割としつつ、世帯の所得に応じ以下の負担上限月額となります。

生活保護	生活保護世帯	0円
低所得者	世帯村民税非課税世帯	0円
一般	市町村民税課税世帯	37,200円

<イメージ> 収入額は、父母子1人のケース

この記事についての詳細、リーフレットは子ども家庭庁ホームページをご参照ください。

補装具等作製にあたってのご協力のお願い



◇どちらの機関で、何を作製しているか、随時、担任にご連絡ください。

本校の児童生徒は、各地域療育センターや医療機関等さまざまな機関を利用しています。補装具の目的や使用方法等について、各機関に連絡、確認する際には事前にご相談させていただきますので、ご協力をお願いします。

◇学校で使用する補装具類作製時は、事前に担任にご相談ください。



作製相談の際に学校での様子等もお伝えしながら、一緒に考えていきます。

学校生活や家庭生活で困ったことや、心配なことがあるときは、担任または、相談担当にご相談ください。

ご本人、保護者、学校の先生、校内、校外、どなたでもお気軽にご相談ください。

☎ 045-978-1161（学校） ☎ 045-978-1169（連携支援直通）

